

株主各位

大阪府中央区久太郎町3丁目6番8号
ダイワボウホールディングス株式会社
代表取締役社長 野上 義博

第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第107回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evot.jp/>) において議案に対する賛否をご入力いただくか、いずれかの方法により、平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 大阪府中央区大手前2丁目1番2号
国民會館住友生命ビル12階 武藤記念ホール
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第106期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに計算書類報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第106期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 株式併合の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査役2名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面およびインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものいたします。

以 上

-
- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.daiwabo-holdings.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
 - ・ 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.daiwabo-holdings.com/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
※ 「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成29年6月28日（水曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

4. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された合併会社株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期のわが国経済は、米国を中心とした世界経済の拡大と円安の進展により期の前半には低迷していた輸出や生産が増加傾向に転じるとともに、設備投資が好調な企業収益を背景に持ち直しの動きをみせるなど、総じて景気は緩やかな回復基調を辿りました。

当社グループを取り巻く環境は、ITインフラ流通事業では、法人向けのパソコン市場が回復基調で推移するなど、国内企業の業績改善を背景にIT投資が底堅く推移いたしました。また、繊維事業では、衛生材用途において、アジアを中心とした海外市場が拡大するとともに、国内市場でも期の前半は旺盛なインバウンド需要により活況を呈しました。産業機械事業では米国のオイル・ガス業界の低迷の影響を受けましたが、全体としては堅調に推移いたしました。

このような環境において、ITインフラ流通事業では、「顧客第一主義」「地域密着」の販売戦略のもと、グループ一体でのサポート・サービスの提供やビジネスパートナーとの協業により、教育ICT化が進む文教市場やモバイルデバイス・クラウド・通信分野などの成長市場でのマーケットの創造とシェア拡大に努めました。繊維事業では、海外生産拠点の再編など事業構造改革に取り組む一方、戦略的アライアンスの実践によるアジア地域における事業拡大とマーケティングと連動した開発による機能性繊維の拡販に注力いたしました。産業機械事業では、米国販売会社を軸に重点市場である航空機分野への販売拡大に取り組むとともに、国内外の展示会への新開発機の出展を通じた市場開拓を進めました。

その結果、当期の連結業績につきましては、連結売上高は6,178億1千1百万円(前期比393億5百万円増)、連結経常利益は125億7千2百万円(前期比28億9千3百万円増)、親会社株主に帰属する当期純利益は74億6千9百万円(前期比22億2百万円増)となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

(ITインフラ流通事業)

法人向け市場では、国内企業のIT投資が緩やかな回復基調で推移するなか、地域密着営業を推し進めた結果、首都圏をはじめ全ての地域で前期を上回る実績となりました。なかでも民間企業向けでは通信事業者の需要を軸に受注が拡大し、官公庁向けでは情報セキュリティ対策の活発化も相俟ってサーバーやネットワーク機器などセキュリティ強化につながる商材の受注が拡大しました。また、主力商材であるパソコンについては、モニタなどの周辺機器やソフトウェアを含めた複合提案の推進により、売上が伸長しました。

一方、個人向け市場では、パソコンの国内出荷台数の減少傾向に伴い苦戦が続いたものの、SIMロックフリースマートフォンをはじめ、周辺機器等の取扱商材の拡充と新規販売先の開拓により、堅調に推移しました。

以上の結果、当事業の売上高は、5,360億7千3百万円（前期比8.3%増）、営業利益は89億7千6百万円（前期比46.5%増）となりました。

(繊維事業)

合繊部門では、原綿はアジア向けの衛生材用途や米国向けの建材用途など海外市場を中心に販売が堅調に推移し、不織布も制汗・除菌関連やコスメ分野のフェイスマスクの販売が拡大しました。また、レーヨン部門では、機能性原綿において衣料用途は旺盛な需要に支えられ販売が伸長し、不織布用途もグループ協業の進展により新規需要の開拓が進み、前期並みの収益を確保しました。

樹脂加工部門では、生活資材向けの帆布関連が売上を伸ばし、機能製品部門でも、土木資材関連やフィルター商品群の国内向け販売に加えて、海外生産会社での地産地消ビジネスも含めた産業資材用途が堅調に推移しました。

一方、衣料製品部門では、カジュアル製品やインナー製品は、主要顧客向けに自家開発素材を活用した機能性商品の販売が拡大しました。また、ブランド製品は、子ども向け・スポーツ向けにおいて専門店への拡販が好調に推移し、リビング製品も寝装向けの高機能製品が売上を伸ばしました。

以上の結果、当事業の売上高は655億3千3百万円（前期比0.7%減）、営業利益は29億2千2百万円（前期比3.3%増）となりました。

(工作・自動機械事業)

工作機械部門では、主力の立旋盤について、国内は自社製の特長を活かした開発機を見本市に出展するなど拡販に努め、政府の補助金等の投資促進策の効果もあり、航空機分野を中心に堅調に推移しました。しかしながら海外では米国シカゴで開催された見本市に開発機を出展し航空機分野をターゲットに北米市場における市場開拓と自社ブランドの浸透を図りましたが、資源価格の低迷の影響からエネルギー投資への慎重な姿勢が続き、受注は減少しました。

一方、自動機械部門では、国内および中国市場向けにカートニングマシンの販売を強化し、省力化投資の旺盛な医薬品分野や自動化投資の進む食品分野を中心とした幅広い業界で受注が増加しました。

以上の結果、当事業の売上高は117億8百万円（前期比8.5%減）、営業利益は7億4千7百万円（前期比9.0%減）となりました。

(その他事業)

エンジニアリング部門では、国内外での受注が増加し収益が向上しましたが、ゴム部門では、主力のスポンジ分野において、海外向け車両用途は堅調に推移したものの、スポーツ用素材は市況低迷の煽りを受け苦戦を強いられました。また、ホテル部門では、期の前半は自然災害や天候不順の影響により集客力は落ち込みましたが、国の支援策もあり後半からは回復に転じました。

以上の結果、当事業の売上高は44億9千7百万円（前期比5.5%減）、営業損失は2千万円（前期は1億3千3百万円の営業利益）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資は、繊維事業におけるポリプロピレン単一繊維生産設備の増強を中心に、投資金額は28億1千6百万円で、所要資金は自己資金で賄いました。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行13行とコミットメントラインを締結しております。コミットメントラインの総額は131億5千万円で、当期末の実行残高はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 103 期 (平成26年3月期)	第 104 期 (平成27年3月期)	第 105 期 (平成28年3月期)	第 106 期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
売 上 高(百万円)	634,687	566,194	578,506	617,811
経 常 利 益(百万円)	10,571	7,968	9,679	12,572
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	4,528	4,886	5,266	7,469
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	24円16銭	25円91銭	27円77銭	39円15銭
総 資 産(百万円)	255,718	235,359	245,747	259,531
純 資 産(百万円)	48,938	54,834	57,031	63,903
1 株 当 たり 純 資 産 額	257円93銭	287円12銭	296円81銭	330円87銭

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、第105期より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。
2. 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式数控除後の期末発行済株式数に基づき、それぞれ算出しております。なお、自己株式数には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株E S O P信託口・75498口)が所有する当社株式を含めております。

(5) 対処すべき課題

今後の経済見通しについては、政府の経済対策や金融緩和策の継続により緩やかな景気回復が期待され、アジアをはじめとする海外需要は拡大傾向で推移するものと推察されますが、新興国や資源国の景気の下振れや米国の経済政策運営が金融市場に及ぼす影響、地政学的リスクの高まりなど懸念材料もあり、先行きは不透明な状況にあります。

こうしたなか、当社グループは平成27年4月からスタートさせた中期経営計画「イノベーション21」第二次計画の最終年度となる今年度の事業方針として、「アライアンス戦略の提携および顧客ニーズに適合した組織編成とサプライチェーンの構築によるグローバル成長市場・地域での事業領域の拡大」「顧客価値創造のためのマーケティング力の強化と問題解決型のソリューションビジネスを基軸とした競争優位の事業モデルの構築」「グループ会社の資源（ヒト・モノ・カネ・情報）の一体化によるシナジー効果と全体最適の発揮」を掲げ、グループの強い結束力のもと、新たな成長ステージを目指した戦略実行を推し進めてまいります。

事業別の施策といたしましては、ITインフラ流通事業においては、変化の激しいIT市場での需要を的確に捉え成長が見込まれる分野での販売拡大に注力してまいります。具体的には、ネットワーク機器や仮想化ソフトウェアといった高度化商材の取り扱いの強化や、市場拡大が見込まれるモバイルビジネス、クラウド・通信分野における課金型ビジネス、政府が積極的に整備を推進する文教分野向けソリューションサービスなどを注力事業と位置づけ推進してまいります。また、パソコン販売事業においては、周辺機器等との複合提案に注力し、シェアの維持・拡大を図ることで市場優位性の確保を目指してまいります。

繊維事業においては、合繊部門では旺盛な衛生材・建材分野の需要に対応するため、国内工場の生産ライン増強とアライアンス戦略を進めるとともに、インドネシアにある生産拠点を活用しアジア地域での事業拡大に取り組んでまいります。また、レーヨン部門では、高付加価値素材の開発強化やグループ協業による川下戦略の拡充を図り、事業領域の拡大に努めてまいります。さらに機能資材部門では、顧客ニーズに適合した販売・商品開発体制の確立ならびに国内外の生産・販売拠点との連携により、アセアン地区における地産地消ビジネスの拡大に注力してまいります。一方、衣料製品部門では、グループ協業や産学連携による機能性素材の開発・販売を進めると同時に、大和紡績香港有限公司を軸とした海外販売を収益基盤として、事業拡大を推し進めてまいります。

産業機械事業においては、工作機械部門では、拡大の見込まれる米国市場へ経営資源を積極的に投資し、米国販売会社の営業体制強化を推し進め、拡販に努めてまいります。また、主力の長岡工場では、新規設備の導入により品質と製品価値の向上に取り組みジャパン・クオリティを訴求した開発機を投入するなど、ソリューションビジネスを深耕してまいります。一方、自動機械部門では、省力化投資が進む医薬品・食品・製菓分野などの有望な市場に向け、展示会を中心にオーエムブランドの一層の浸透により受注拡大に努めるとともに、グループ協業の推進により製品開発に取り組んでまいります。

また、当社は、コーポレートガバナンスを経営上の最重要課題の一つとして認識しており、グループ各社の連携のもと、内部統制機能の一段の充実とより最適なガバナンス体制の確立に努め、株主の皆様をはじめ各ステークホルダーとの良好な信頼関係を保ちながら、尚一層の自己変革に取り組み、企業の社会的責任を果たしてまいり所存です。

株主の皆様には、引き続き倍旧のご支援とご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

(6) 重要な子会社の状況（平成29年3月31日現在）

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	議 決 権 比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
ダイワボウ情報システム株式会社	11,813	100.0	情報処理機器・通信機器の販売
大和紡績株式会社	100	100.0	株式または持分の保有による事業活動の支配、管理
株式会社オーエム製作所	1,660	100.0	工作機械の製造、販売
ダイワボウノイ株式会社	100	100.0	繊維製品の製造、販売
ダイワボウプログレス株式会社	100	100.0	産業用資材・ゴム関連製品の製造、販売
ダイワボウポリテック株式会社	310	100.0	合繊綿・不織布の製造、販売
カンボウプラス株式会社	1,020	100.0	綿・化合繊布等の染色、樹脂防水加工
ダイワボウレーヨン株式会社	1,200	100.0	レーヨン綿・レーヨン糸の製造、販売
ダイワボウアドバンス株式会社	80	100.0	衣料品の販売
大和紡観光株式会社	50	100.0	ホテル業
ダイワボウエステート株式会社	30	100.0	不動産の賃貸借、管理
株式会社オーエム機械	100	100.0	自動機械の製造、販売
大和紡績香港有限公司	5,000千HKドル	100.0	繊維製品等の販売促進、販売
蘇州大和針織服装有限公司	(出資金) 5,498千USドル	76.7	衣料品の製造、販売
大和紡工業（蘇州）有限公司	(出資金) 8,500千USドル	100.0	衣料品の製造、販売
ダイワボウ・ガーマメント・インドネシア	2,350千USドル	85.1	衣料品の縫製
ダイワボウ・インダストリアル・ファブリックス・インドネシア	3,300千USドル	80.0	産業用織物の製造、販売
ダイワボウ・ノンウーブン・インドネシア	12,125千USドル	100.0	不織布の製造、販売

- (注) 1. 資本金は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. ダイワボウノイ株式会社、ダイワボウプログレス株式会社、ダイワボウポリテック株式会社、カンボウプラス株式会社、ダイワボウレーヨン株式会社、ダイワボウアドバンス株式会社、大和紡観光株式会社、ダイワボウエステート株式会社、大和紡績香港有限公司の議決権比率は、大和紡績株式会社の所有に係る間接保有であります。
3. 株式会社オーエム機械の議決権比率は、株式会社オーエム製作所の所有に係る間接保有であります。
4. 大和紡工業（蘇州）有限公司の議決権比率は、当社保有割合およびダイワボウアドバンス株式会社の所有に係る間接保有割合の合計を記載しております。
5. ダイワボウ・ノンウーブン・インドネシアの議決権比率は、ダイワボウポリテック株式会社の所有に係る間接保有であります。
6. ダイワ・ド・ブラジルは、平成28年9月に解散を決議し、清算手続中であります。
7. ダヤニ・ガーマント・インドネシアは、平成28年10月に解散を決議し、清算手続中であります。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
ダイワボウ情報システム株式会社	大阪市中央区本町3丁目2番5号	42,736百万円	105,861百万円

(7) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

事 業 区 分	主 要 な 事 業 内 容
ITインフラ流通事業	コンピュータ機器および周辺機器の販売等
織 維 事 業	化繊綿、不織布製品、産業資材関連製品、織物、編物、二次製品の製造販売業
工 作 ・ 自 動 機 械 事 業	生産設備用機械製品、鋳物製品の製造販売業
そ の 他 事 業	ゴム製品製造販売業、ホテル業、不動産業、ゴルフ場業、保険代理店業、エンジニアリング業

(8) 主要な営業所および工場（平成29年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	大阪市
東 京 事 務 所	東京都中央区

(注) 平成28年12月に、ジャカルタ事務所（インドネシア）を閉鎖いたしました。

② 子会社

名 称	事業所名	所在地	主要製品
ダイワボウ情報システム株式会社	本社	大阪市	
	東京支社	東京都品川区	
	支店・営業所	全国89拠点	
大和紡績株式会社	本社	大阪市	
株式会社オーエム製作所	本社	大阪市	
	東京支店	東京都台東区	
	長岡工場	新潟県長岡市	工作機械
ダイワボウノイ株式会社	本社	大阪市	
	東京オフィス	東京都中央区	
ダイワボウプログレス株式会社	本社	大阪市	
	出雲工場	島根県出雲市	産業用資材
	和歌山工場	和歌山県日高郡	産業用資材
	明石工場	兵庫県明石市	工業用スポンジ
ダイワボウポリテック株式会社	益田工場	島根県益田市	自転車用タイヤ
	本社	大阪市	
	播磨工場	兵庫県加古郡	合繊綿
	美川工場	石川県白山市	不織布
カンボウプラス株式会社	益田工場	島根県益田市	不織布
	本社	大阪市	
	東京支店	東京都中央区	
ダイワボウレーヨン株式会社	福井工場	福井県鯖江市	樹脂防水加工
	本社	大阪市	
ダイワボウアドバンス株式会社	益田工場	島根県益田市	レーヨン綿
	本社	大阪市	
株式会社オーエム機械	東京支店	東京都中央区	
	本社	東京都台東区	
	大阪支店	大阪市	
大和紡績香港有限公司	穴道工場	島根県松江市	自動機械
	本社	中国	
蘇州大和針織服装有限公司	本社・工場	中国	衣料品
大和紡工業（蘇州）有限公司	本社・工場	中国	衣料品
ダイワボウ・ガーメント・インドネシア	本社・工場	インドネシア	衣料品
ダイワボウ・インダストリアル・ファブリックス・インドネシア	本社・工場	インドネシア	産業用織物
ダイワボウ・ノンウーブン・インドネシア	本社・工場	インドネシア	不織布

(9) 従業員の状況 (平成29年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減数
5,617名	677名減

(注) 1. 上記には嘱託社員を含めております。

2. 従業員数が前期末と比べて677名減少しておりますが、主な要因としては、連結子会社ダイワ・ド・ブラジルおよび連結子会社ダヤニ・ガーメント・インドネシアの解散および清算手続きの開始等によるものであります。

(10) 主要な借入先 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,934
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,928
株式会社みずほ銀行	3,548
農林中央金庫	3,134
株式会社山陰合同銀行	2,370

(注) 三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入金残高には、従業員持株E S O P信託による借入金95百万円が含まれております。従業員持株E S O P信託は、会計処理上当社と一体であるとの処理をしているため、ここに記載しております。従業員持株E S O P信託については、「2. 会社の株式に関する事項 (5) その他株式に関する重要な事項」をご参照ください。

2. 会社の株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 400,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 192,712,926株 |
| (3) 株主数 | 14,396名 |
| (4) 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数 (千 株)	持 株 比 率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	8,911	4.63
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	7,903	4.11
ダイワボウ従業員持株会	6,547	3.40
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	6,161	3.20
河 合 裕	5,523	2.87
C B N Y D F A I N T L S M A L L C A P V A L U E P O R T F O L I O	4,366	2.27
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口 9)	4,294	2.23
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	4,000	2.08
C B N Y - G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	3,986	2.07
資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (年 金 信 託 口)	3,326	1.73

(注) 持株比率は、自己株式 (391,450株) を控除して計算しております。

なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (従業員持株 E S O P 信託口・75498口) 所有の当社株式1,198,000株は自己株式には含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

(従業員持株 E S O P 信託)

当社は、平成23年11月8日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株 E S O P 信託」（以下「E S O P 信託」といいます。）の導入を決議し、平成24年5月9日開催の取締役会において、E S O P 信託の設定時期、導入期間等の詳細について決定しました。

① E S O P 信託導入の目的

当社グループ従業員（以下「従業員」といいます。）に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識をさらに高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的とし、従業員へのインセンティブ・プランである E S O P 信託を導入しました。

② E S O P 信託の概要

E S O P 信託とは、米国の E S O P（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充（福利厚生制度の拡充）を図る目的を有するものをいいます。

当社が「ダイワボウ従業員持株会」（以下「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託設定後5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。当該信託は、保有する当社株式の議決権を当社持株会の議決権割合に応じて行使します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

③ 信託契約の概要

- | | |
|-------------|---|
| (ア) 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託（他益信託） |
| (イ) 信託の目的 | 当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給および受益者要件を充足する従業員に対する福利厚生制度の拡充 |
| (ウ) 委託者 | 当社 |
| (エ) 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| (オ) 受益者 | 当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者 |
| (カ) 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者 |
| (キ) 信託契約日 | 平成24年5月14日 |
| (ク) 信託の期間 | 平成24年5月14日～平成29年7月20日 |
| (ケ) 議決権行使 | 受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使する。 |
| (コ) 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| (サ) 取得株式の総額 | 949百万円 |
| (シ) 株式の取得期間 | 平成24年5月18日～平成24年7月12日
(なお、平成24年6月25日～29日は除く。) |
| (ス) 株式の取得方法 | 取引所市場より取得 |

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	阪 口 政 明	ダイワボウ情報システム株式会社 監査役 株式会社オーエム製作所 監査役
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	野 上 義 博	ダイワボウ情報システム株式会社 取締役社長
代 表 取 締 役 員 副 社 長 執 行 役 員	北 孝 一	知的財産室、監査室、秘書室担当 ダイワボウ情報システム株式会社 取締役 大和紡績株式会社 取締役社長
取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	安 永 達 哉	ITインフラ流通事業統括 ダイワボウ情報システム株式会社 専務取締役
取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	門 前 英 樹	繊維事業統括 大和紡績株式会社 専務取締役 ダイワボウポリテック株式会社 取締役社長
取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	佐 脇 祐 二	産業機械事業統括 株式会社オーエム製作所 取締役社長
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	山 村 芳 郎	グループ本社担当 財務IR室、人事総務室、法務コンプライアンス 室担当
取 締 役	幸 後 和 壽	
取 締 役	土 肥 謙 一	
常 勤 監 査 役	金 屋 悦 二	大和紡績株式会社 監査役
監 査 役	小 川 仁 司	ダイワボウ情報システム株式会社 監査役
監 査 役	藤 木 久	弁護士 佐川急便株式会社 監査役 一般財団法人環境事業協会 監事
監 査 役	植 田 益 司	公認会計士・税理士

- (注) 1. 取締役 幸後和壽、土肥謙一の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 藤木 久、植田益司の両氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、全ての社外取締役と社外監査役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 当社は、全ての社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約を締結しております。

5. 監査役 植田益司氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員（名）	支給額（百万円）
取 締 役 (うち社外取締役)	11 (3)	100 (16)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	34 (12)
合 計	15	134

- (注) 1. 上記には、平成28年6月29日開催の第106回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名(うち社外取締役1名)を含めております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役 藤木 久氏は、佐川急便株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
- ・ 取締役 幸後和壽氏は、当事業年度開催の取締役会19回のうち19回に出席しております。また、他の上場会社における経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。
 - ・ 取締役 土肥謙一氏は、平成28年6月29日に就任後開催の取締役会14回のうち14回に出席しております。また、他の会社における経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。
 - ・ 監査役 藤木 久氏は、当事業年度開催の取締役会19回のうち17回、監査役会11回のうち11回に出席しております。また、主に弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。
 - ・ 監査役 植田益司氏は、当事業年度開催の取締役会19回のうち19回、監査役会11回のうち11回に出席しております。また、主に公認会計士・税理士の見地から意見を述べるなど、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	65
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	110

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止の内容

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

① 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

② 処分の内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令 (業務管理体制の改善)

③ 処分の理由

- ・ 社員の過失による虚偽証明
- ・ 監査法人の運営が著しく不当

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務ならびに当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備しております。

- (1) 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、法令遵守および企業倫理の浸透をグループ会社の取締役および使用人に徹底するため、「グループ企業行動憲章」を制定し、関連する法令の周知および社内規則・マニュアルの整備と従業員教育に努める。
 - ② 内部監査部門である監査室が、各部門における業務執行の法令・定款との適合性を監査する一方、「コンプライアンス規則」を整備し、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」の設置により、当社グループ内の法令遵守および企業倫理の取組みを横断的に推進・統括する。
 - ③ 法令上疑義のある行為等について、従業員が情報提供を行う手段として法務コンプライアンス室が所管する「ダイワボウ・ヘルプライン」を設置・運営することにより、問題を未然に防止するよう努める。

- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 「文書取扱規程」の整備により、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存する。
 - ② 取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

- (3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 「リスク管理規則」を整備し、経営リスク、業務リスク、環境・安全・品質リスクの3つの体系に区分することで、各部門が共通リスクの認識と管理手法を共有し、マネジメント機能の強化を図る。また、「危機管理規則」の整備により甚大な損失の及ぼす影響の極小化と再発防止に努める。
 - ② 当社グループ内のリスク管理の取組みを横断的に統括、推進するため、代表取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、新たに発生した各種リスクについて、同委員会において速やかに対処方針を決定し、リスク管理体制の実効性を確保する。

- (4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、執行役員制度の採用により、取締役会の機能を戦略の立案、業務執行の監督に特化し、執行役員にはそのグループ戦略に基づいた業務の執行と責任を担わせ、担当区分を明確にする事により、経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図り、効率的で機動的な経営体制を構築する。
 - ② 当社グループは、中期経営3カ年計画および年度事業計画を策定し、毎月の取締役会や定期的開催する執行役員会において、ITを活用した管理会計システムに基づき、月次レビューと改善策の提案により、業績管理を徹底する。
 - ③ 経営に重大な影響を及ぼす事項は、経営会議等において審議するとともに、各事業部門を担当する取締役は、戦略方針に立脚した具体的施策と権限規程に基づく業務遂行体制を決定する。
- (5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ会社をカテゴリー別に区分し、基本的権限を定めた「グループ経営管理規程」を整備し、グループの全体最適性を最優先課題とした業務運営の適正な管理を実践する。
 - ② 当社グループの事業ドメイン別の事業運営に関して責任を負う取締役を任命し、法令および定款の遵守とリスク管理体制を構築する権限と責任を与える。また、持株会社の各スタッフ部門はこれらを機能横断的に支援する。
- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役は必要に応じ、監査室に属する使用人に対し、監査役の職務の補助を命じることができる。
 - ② 監査室に属する使用人は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合、その命令に関して取締役の指揮命令は受けないものとする。

- (7) 当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社の取締役・使用人は、取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況と、次に定める事項について監査役に対して随時報告する。
 - A 会社の信用を大きく低下させるおそれのある事項
 - B 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - C 重大な法令・定款違反その他重要な事項
 - ② 当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が、前号に定める事項に関する事実を発見した場合は、「ダイワボウ・ヘルプライン運用規程」に則り、監査役に報告する。
 - ③ 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人に報告を求めることができ、当該取締役・監査役・使用人はこれに応じる。
- (8) 当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 「ダイワボウ・ヘルプライン運用規程」に則り、報告者に対する解雇その他の不利益取扱いを禁止する。
- (9) 当社の監査役の仕事の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が監査役の仕事の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (10) その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会等の重要な会議には出席して、独立した立場で発言する。また、事業会社の各部門にも出向いて業務執行を監査する。
 - ② 監査役は、会計監査人と定期的な業務監査を行うほか緊密な連携を保つこととする。また、代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ・法令遵守の基本となる「グループ規範」や「グループ企業行動憲章」などをまとめた「グループ理念体系」について、社内イントラネットへの掲載やカードにして携行させるなど、全役職員に対して周知徹底を行っております。
 - ・コンプライアンス委員会を6カ月に1回開催し、グループにおけるコンプライアンス体制の維持・管理、コンプライアンス意識の普及・啓発に取り組んでおります。
 - ・コンプライアンス相談窓口である「ダイワボウ・ヘルプライン」の運用状況について、コンプライアンス委員会において報告しております。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・「文書取扱規程」に基づき、文書等を保存・管理し、閲覧できる体制を構築しております。
- (3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・「リスク管理規則」に基づき、「経営リスク」「業務リスク」「環境・安全・品質リスク」について、それぞれの所管部門が専門的にリスク管理を行っております。
- (4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会を毎月開催し、業績の進捗状況を確認するとともにグループ各社の経営問題等について議論しております。
 - ・取締役会において審議される事項については、事前にグループ各社の取締役会や経営会議において審議しております。
- (5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・「グループ経営管理規程」に基づき、グループ会社をカテゴリー別に区分し、取締役会においてグループ各社に関する重要事項について審議・決定するなど、グループ各社の業務執行を管理しております。

- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役が、監査室に所属する使用人に対し職務の補助を命じた場合は、使用人は取締役の指揮命令は受けないこととしております。
- (7) 当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人からの報告を受けております。
 - ・ 監査役は、コンプライアンス委員会に出席し、コンプライアンス相談窓口である「ダイワボウ・ヘルプライン」の運用状況について、報告を受けております。
- (8) 当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 「ダイワボウ・ヘルプライン運用規程」に基づき、報告者の保護を行っております。
- (9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役が職務の執行について生ずる費用または債務について請求したときは、職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しております。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、代表取締役と定期的に意見交換を行っております。
 - ・ 監査役は、会計監査人との連携により定期的に業務監査を実施するとともに、グループ会社に出向いて業務執行の監査を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上していくことを可能とする者であるべきと考えております。

当社は、金融商品取引所に株式を上場していることから、市場における当社株式の取引については株主の皆様の自由な意思によって行われるべきであり、たとえ当社株式等の大規模買付行為がなされる場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これをすべて否定するものではありません。また、経営の支配権の移転を伴う株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、資本市場における株式の大規模買付提案のなかには、その目的等からみて、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができないことが予測されるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいいがたいもの、あるいは株主の皆様が最終的に判断されるために必要な時間や情報が十分に提供されずに、大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

そのような提案に対して、当社取締役会といたしましては、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉、場合によっては必要かつ相当な対抗措置を取る必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記方針の実現、つまり企業価値向上および株主共同の利益のために、次の取組みを実施しております。

① 経営体制の改革

当社は、昭和16年に紡績会社の4社合併により大和紡績株式会社として設立されましたが、純粋持株会社への移行、ITインフラ流通事業の再編、ダイワボウホールディングス株式会社への商号変更、繊維事業を統括する中間持株会社の設立、産業機械事業の再編と、継続して事業構造の改革を実行してまいりました。

これらの施策により、当社グループはITインフラ流通事業、繊維事業、産業機械事業を3つのコア事業に据えて、「ITインフラ」「生活インフラ」「産業インフラ」という「社会インフラ」の領域において地球環境との共生と持続可能な社会の創造に貢献することをグループビジョンに掲げ、バリュー・イノベーション（価値革新）を推進する創造革新企業へと変貌を遂げました。

② 中期経営3カ年計画

当社は平成27年4月1日から中期経営計画「イノベーション21」第二次計画をスタートさせました。本中期経営計画では「成長が見込める市場、地域での事業拡大」「顧客価値創造型ビジネスへの進化」「国際マーケットにおけるコーポレートブランドの価値向上」を基本方針に掲げ、新たな成長ステージを目指す事業展開とグループ全体の収益基盤の強化に努めております。

- (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成27年6月26日開催の定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続することを決定いたしました。

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為が行われようとする場合には、当該買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを株主の皆様適切に判断していただくために、買付者等および当社の双方から十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主および投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としたものであります。

本プランの内容は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものであります。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ (<http://www.daiwabo-holdings.com/>) に掲載されている平成27年5月8日付プレスリリース「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。

- (4) 前記取組みが、基本方針に従い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

さらに、本プランは以下の理由により、基本方針に従うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また役員の地位の維持を目的としているものではありません。

① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記(3)に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

② 事前開示・株主意思の原則

本プランは、平成27年6月26日開催の定時株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで継続されたものです。また、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

③ 必要性・相当性確保の原則

ア. 独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランは、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として独立委員会を設置しています。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、その判断の概要については株主および投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

イ. 合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

ウ. デッドハンド型もしくはスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役の任期を1年としており、取締役選任議案に関する議決権行使を通じ、本プランの継続、本方針に基づき取締役会決議により発動された対抗措置に対し、株主の皆様の意思が反映できることになるため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	201,104	流 動 負 債	163,233
現金及び預金	14,450	支払手形及び買掛金	125,378
受取手形及び売掛金	145,601	短期借入金	20,254
商品及び製品	26,852	未払法人税等	2,781
仕掛品	2,825	賞与引当金	2,706
原材料及び貯蔵品	1,746	役員賞与引当金	79
繰延税金資産	1,872	製品保証引当金	170
その他	8,110	事業整理損失引当金	1,144
貸倒引当金	△354	その他	10,717
固 定 資 産	58,426	固 定 負 債	32,394
有形固定資産	43,676	長期借入金	19,197
建物及び構築物	9,918	繰延税金負債	1,164
機械装置及び運搬具	8,540	製品保証引当金	75
土地	23,626	退職給付に係る負債	7,964
その他	1,591	預り保証金	3,405
無形固定資産	4,984	その他	587
のれん	3,139	負 債 合 計	195,628
その他	1,844	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	9,765	株 主 資 本	64,417
投資有価証券	6,540	資本金	21,696
退職給付に係る資産	217	資本剰余金	7,869
破産更生債権等	176	利益剰余金	35,129
繰延税金資産	456	自己株式	△279
その他	2,596	その他の包括利益累計額	△1,179
貸倒引当金	△221	その他有価証券評価差額金	1,372
資 産 合 計	259,531	繰延ヘッジ損益	25
		為替換算調整勘定	△1,938
		退職給付に係る調整累計額	△638
		非支配株主持分	665
		純 資 産 合 計	63,903
		負 債 、 純 資 産 合 計	259,531

連結損益計算書 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)

						百万円
		上				617,811
売			原	高		562,204
売	上		利	価		<u>55,607</u>
売	上	総	理	益		42,980
販	費	び	管	費		<u>12,626</u>
営	業	一	理	益		
営	業	外	収	益		
	受	取	利	息	31	
	受	取	配	当	156	
	販	売	支	援	323	
	為	替	差	益	137	
	持	分	法	に	98	
	そ	の	よ	る	253	
	業	外	費	用	<u>1,001</u>	
営	支	払	利	息	448	
	そ	の	の	他	607	
					<u>1,055</u>	
経	常	利	益		12,572	
特	別	利	益			
	固	定	資	産	105	
	投	資	有	価	350	
	特	別	損	失	<u>455</u>	
	事	業	整	理	1,144	
	事	業	整	理	465	
	減	損	損	失	693	
	そ	の	の	他	234	
					<u>2,537</u>	
税	金	等	調	整	10,490	
	法	人	税	、	4,732	
	法	人	税	等	<u>△1,801</u>	
					2,930	
当	期	純	利	益	<u>7,559</u>	
	非	支	配	株	90	
	親	会	社	株	<u>7,469</u>	
					90	
					<u>7,469</u>	

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成28年4月1日 残高	21,696	7,887	29,007	△389	58,202
連結会計年度中の変動額					
連結子会社株式の取得による持分の増減		△18			△18
剰余金の配当			△1,347		△1,347
親会社株主に帰属する当期純利益			7,469		7,469
自己株式の取得				△46	△46
自己株式の処分				157	157
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△18	6,121	110	6,214
平成29年3月31日 残高	21,696	7,869	35,129	△279	64,417

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 係 数 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成28年4月1日 残高	943	△130	△1,825	△739	△1,752	580	57,031
連結会計年度中の変動額							
連結子会社株式の取得による持分の増減							△18
剰余金の配当							△1,347
親会社株主に帰属する当期純利益							7,469
自己株式の取得							△46
自己株式の処分							157
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	428	156	△113	100	572	84	657
連結会計年度中の変動額合計	428	156	△113	100	572	84	6,872
平成29年3月31日 残高	1,372	25	△1,938	△638	△1,179	665	63,903

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	10,234	流 動 負 債	42,272
現金及び預金	6,730	短期借入金	39,562
前払費用	23	未払金	471
繰延税金資産	75	未払費用	34
短期貸付金	668	未払法人税等	1,701
未収入金	2,565	未払消費税等	14
その他	170	前受金	80
固 定 資 産	95,627	預り金	387
有形固定資産	125	賞与引当金	20
建物	9	固 定 負 債	15,556
車両運搬具	4	長期借入金	12,135
工具器具及び備品	111	繰延税金負債	2,626
無形固定資産	25	退職給付引当金	693
電話加入権その他	25	その他	101
ソフトウェア	0	負 債 合 計	57,828
投資その他の資産	95,477	純 資 産 の 部	
投資有価証券	1,976	株 主 資 本	47,573
関係会社株式	78,512	資 本 金	21,696
出 資 金	3	資 本 剰 余 金	8,591
関係会社出資金	427	資 本 準 備 金	8,591
長期貸付金	14,772	その他資本剰余金	0
その他	82	利 益 剰 余 金	17,564
貸倒引当金	△298	利 益 準 備 金	274
資 産 合 計	105,861	その他利益剰余金	17,289
		繰越利益剰余金	17,289
		自 己 株 式	△279
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	459
		その他有価証券評価差額金	459
		純 資 産 合 計	48,032
		負 債 、 純 資 産 合 計	105,861

損益計算書 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)

			百万円
営	業	収 益	5,047
営	業	費 用	1,429
営	業	利 益	3,617
営	業	外 収 益	
	受 取 利 息 及 び 配 当 金	382	
	そ の 他	16	398
営	業	外 費 用	
	支 払 利 息	332	
	そ の 他	59	391
経	常	利 益	3,624
特	別	利 益	
	投 資 有 価 証 券 売 却 益	180	180
特	別	損 失	
	投 資 有 価 証 券 評 価 損	11	
	関 係 会 社 株 式 評 価 損	48	
	関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	417	
	関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	267	745
税	引 前 当 期 純 利 益		3,060
	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	361	
	法 人 税 等 調 整 額	△1,360	△999
当	期 純 利 益		4,059

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本計 合
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
平成28年4月1日 残高	21,696	8,591	0	8,591	274	14,577	14,851	△389	44,749
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△1,347	△1,347		△1,347
当期純利益						4,059	4,059		4,059
自己株式の取得								△46	△46
自己株式の処分								157	157
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	2,712	2,712	110	2,823
平成29年3月31日 残高	21,696	8,591	0	8,591	274	17,289	17,564	△279	47,573

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成28年4月1日 残高	275	275	45,025
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,347
当期純利益			4,059
自己株式の取得			△46
自己株式の処分			157
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	184	184	184
事業年度中の変動額合計	184	184	3,007
平成29年3月31日 残高	459	459	48,032

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

ダイワボウホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小竹伸幸 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 守谷義広 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイワボウホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワボウホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

ダイワボウホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小竹伸幸 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 守谷義広 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイワボウホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及

びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月24日

ダイワボウホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 金 屋 悦 二 ㊟

監 査 役 小 川 仁 司 ㊟

社外監査役 藤 木 久 ㊟

社外監査役 植 田 益 司 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配当を経営の重要課題として位置づけており、業績に応じて内部留保資金の確保を図りながら、継続的かつ安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績と当期が当社創立75周年にあたることを勘案のうえ、普通配当に加え記念配当を実施することとし、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金10円（普通配当9円 創立75周年記念配当1円）
総額1,923,214,760円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月30日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするため、株式併合を行いたいと存じます。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類および併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

- (2) 株式併合の効力発生日
平成29年10月1日
- (3) 効力発生日における発行可能株式総数
40,000,000株
株式併合の割合に合わせて、現行の4億株から4千万株に減少させます。

3. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続上の必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 第2号議案「株式併合の件」に関する議案が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条を変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもってその効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第24条および第30条を変更するものであります。

なお、現行定款第24条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>4億株</u>とする。</p> <p>第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第24条（社外取締役の責任限定） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条（社外監査役の責任限定） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>4千万株</u>とする。</p> <p>第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第24条（<u>取締役</u>の責任限定） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条（<u>監査役</u>の責任限定） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第6条および第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は、当該変更の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

第4号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	さか べち まさ あき 阪 口 政 明 (昭和22年10月3日)	昭和46年4月 当社へ入社 平成12年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社取締役常務執行役員 平成22年6月 当社代表取締役社長、社長執行役員に 就任 平成27年6月 当社代表取締役会長に就任 現在に至る (重要な兼職の状況) ダイワボウ情報システム株式会社 監査役 株式会社オーエム製作所 監査役	146,000株
(取締役候補者とした理由) 入社以来、主に繊維事業の業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、平成22年から代表取締役社長、平成27年から代表取締役会長を務めており、経営全般、グローバルな事業経営および管理・運営業務に知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<p style="text-align: center;">の が み よ し ひ る 野 上 義 博 (昭和24年12月25日)</p>	<p>昭和48年4月 当社へ入社 平成18年1月 ダイワボウ情報システム株式会社へ入社 平成18年6月 同社取締役 平成20年1月 同社常務取締役 平成21年4月 同社取締役社長に就任 現在に至る 当社常務執行役員 平成21年6月 当社取締役常務執行役員 平成23年6月 当社取締役専務執行役員 平成27年6月 当社代表取締役社長、社長執行役員に就任 現在に至る (重要な兼職の状況) ダイワボウ情報システム株式会社 取締役社長</p>	89,000株
<p>(取締役候補者とした理由) 入社以来、主に繊維事業の業務に、また平成18年からはITインフラ流通事業の業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、平成21年からダイワボウ情報システム株式会社の取締役社長として経営に携わっております。平成27年からは当社の代表取締役社長を務めており、経営全般、グローバルな事業経営および管理・運営業務に知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	北 孝 一 <small>きた こう いち</small> (昭和23年11月3日)	昭和47年4月 当社へ入社 平成15年6月 当社取締役 平成19年6月 当社取締役常務執行役員 平成22年6月 当社代表取締役専務執行役員に就任 当社監査室担当を委嘱 現在に至る 平成23年6月 当社知的財産室担当を委嘱 現在に至る 平成24年8月 当社秘書室担当を委嘱 現在に至る 平成28年6月 当社代表取締役副社長執行役員に就任 現在に至る 平成29年4月 当社東京事務所担当を委嘱 現在に至る (重要な兼職の状況) ダイワボウ情報システム株式会社 取締役 大和紡績株式会社 取締役社長	114,000株
(取締役候補者とした理由) 入社以来、主に経営企画業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、平成22年から代表取締役専務執行役員および繊維事業を統括する大和紡績株式会社の取締役社長、平成28年からは当社の代表取締役副社長執行役員を務めており、事業経営、企画・管理業務に熟知していることから、引き続き取締役候補者としました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	安永達哉 (昭和32年5月21日)	平成元年3月 ダイワボウ情報システム株式会社へ入社 平成14年6月 同社取締役 平成17年6月 同社常務取締役 平成19年6月 同社専務取締役 現在に至る 平成21年4月 当社常務執行役員 平成21年6月 当社取締役常務執行役員 平成27年6月 当社ITインフラ流通事業統括を委嘱 現在に至る 平成28年6月 当社取締役専務執行役員 現在に至る (重要な兼職の状況) ダイワボウ情報システム株式会社 専務取締役	59,000株
(取締役候補者とした理由) 入社以来、主にITインフラ流通事業の業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、平成19年からダイワボウ情報システム株式会社の専務取締役、平成27年から当社のITインフラ流通事業統括を務めており、その経験や知見を業務執行に活かせることから、引き続き取締役候補者となりました。			
5	門前英樹 (昭和26年7月16日)	昭和49年4月 当社へ入社 平成15年6月 当社取締役 平成19年6月 当社常務執行役員 平成22年6月 当社取締役常務執行役員 平成23年6月 当社繊維事業統括を委嘱 現在に至る 平成28年6月 当社取締役専務執行役員 現在に至る (重要な兼職の状況) 大和紡績株式会社 専務取締役 ダイワボウポリテック株式会社 取締役社長	64,000株
(取締役候補者とした理由) 入社以来、主に繊維事業の業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、またグループにおける繊維事業会社の取締役社長として経営に携わり、平成23年から当社の繊維事業統括を務めており、その経験や知見を業務執行に活かせることから、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	さ わき ゆう じ 佐 脇 祐 二 (昭和34年3月11日)	昭和56年4月 株式会社オーエム製作所へ入社 平成22年6月 同社取締役 平成23年6月 当社執行役員 平成24年6月 当社取締役常務執行役員 株式会社オーエム製作所常務取締役 平成28年6月 当社取締役専務執行役員 現在に至る 当社産業機械事業統括を委嘱 現在に至る 株式会社オーエム製作所取締役社長に 就任 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社オーエム製作所 取締役社長	32,200株
(取締役候補者とした理由) 入社以来、主に産業機械事業の業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、平成28年から株式会社オーエム製作所の取締役社長、当社の産業機械事業統括を務めており、その経験や知見を業務執行に活かせることから、引き続き取締役候補者となりました。			
※7	にし むら ゆき ひろ 西 村 幸 浩 (昭和36年6月14日)	昭和60年4月 ダイワボウ情報システム株式会社へ入社 平成18年6月 同社取締役 平成24年4月 同社常務取締役 現在に至る 平成24年6月 当社常務執行役員 現在に至る 平成27年6月 当社ITインフラ流通事業副統括を委嘱 現在に至る (重要な兼職の状況) ダイワボウ情報システム株式会社 常務取締役	31,000株
(取締役候補者とした理由) 入社以来、主にITインフラ流通事業の業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、平成24年からダイワボウ情報システム株式会社の常務取締役、平成27年から当社のITインフラ流通事業副統括を務めており、その経験や知見を業務執行に活かせることから、新たに取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	幸後和壽 (昭和25年7月20日)	昭和50年4月 徳山曹達株式会社(現株式会社トクヤマ)へ入社 平成18年6月 同社取締役 平成21年1月 同社代表取締役社長に就任 平成27年3月 同社代表取締役会長に就任 平成27年6月 当社取締役(社外) 現在に至る	11,000株
(社外取締役候補者とした理由) 他の上場会社における経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識を、当社の経営および財務運営に反映していただいております、引き続き社外取締役候補者としてしました。			
9	土肥謙一 (昭和25年1月28日)	昭和48年4月 住友商事株式会社へ入社 平成16年4月 住商テキスタイル株式会社(現株式会社スミテックス・インターナショナル)代表取締役社長に就任 平成19年8月 住商モンブラン株式会社代表取締役社長に就任 平成28年6月 当社取締役(社外) 現在に至る	0株
(社外取締役候補者とした理由) 他の会社における経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識を、当社の経営および財務運営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者としてしました。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 幸後和壽、土肥謙一の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は幸後和壽氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、株式会社トクヤマは当社の子会社であるダイワボウレーヨン株式会社の取引先ですが、取引実績は当社の当期連結売上高の0.1%未満であり、当社の定める独立性基準を満たしております。
5. 当社は土肥謙一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、株式会社スミテックス・インターナショナルおよび住商モンブラン株式会社は当社の子会社であるダイワボウ情報システム株式会社、ダイワボウノイ株式会社およびダイワボウプログレス株式会社の取引先ですが、取引実績の合計は当社の当期連結売上高の0.1%未満であり、当社の定める独立性基準を満たしております。
6. 幸後和壽氏の当社の社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。
7. 土肥謙一氏の当社の社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。

8. 当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第24条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、幸後和壽、土肥謙一の両氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。幸後和壽、土肥謙一の両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

第5号議案 監査役2名選任の件

監査役 金屋悦二、藤木 久の両氏が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

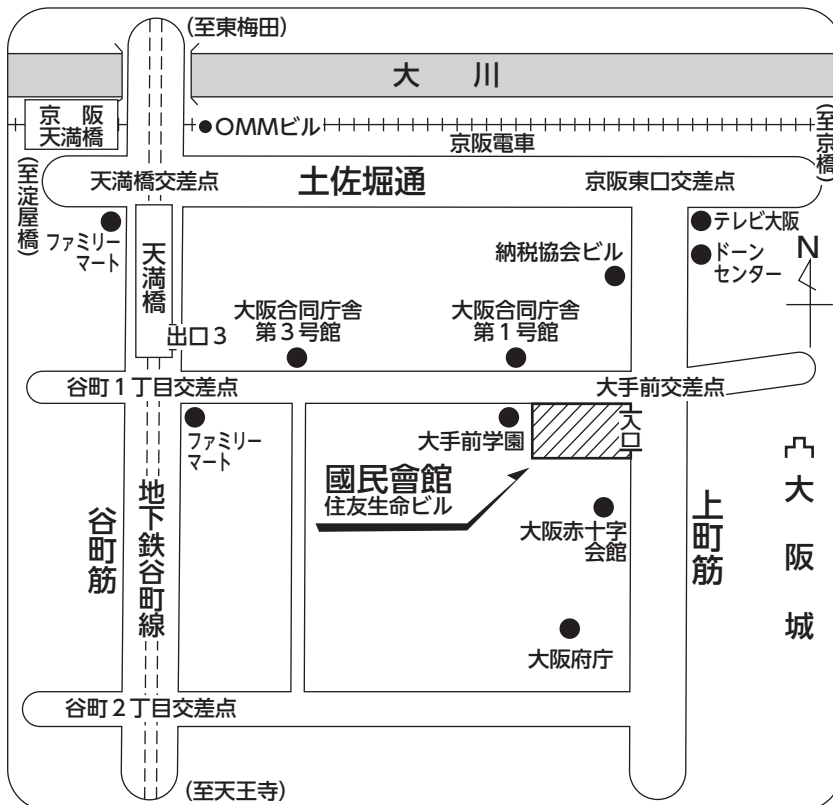
監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 および	当社における地位 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
※1	平岡好信 (昭和32年4月2日)	昭和55年4月 平成17年4月 平成25年6月 平成28年9月	当社へ入社 当社知的財産部長 Daiwa Do Brasil Textil Ltda. 取締役社長に就任 同社取締役社長を退任 現在に至る	21,000株
	(監査役候補者とした理由) 入社以来、主に知的財産業務に、また平成25年からは繊維事業の海外事業会社の取締役社長を務めるなど豊富な経験を有し、海外での経験や知見を当社の監査に活かせることから、新たに監査役候補者としてしました。			
2	藤木久 (昭和26年4月15日)	昭和58年4月 昭和60年4月 平成20年4月 平成23年6月 平成25年6月 平成29年6月	大阪弁護士会登録 藤木法律事務所(現藤木新生法律事務所)開設 財団法人大阪市環境事業協会(現一般財団法人環境事業協会)監事 現在に至る SGホールディングス株式会社監査役(社外) 佐川急便株式会社監査役(社外) 現在に至る 当社監査役(社外) 現在に至る 一般財団法人環境事業協会監事 退任予定	0株
	(社外監査役候補者とした理由) 弁護士であり法律の専門家として公正・中立な立場から豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、引き続き社外監査役候補者としてしました。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。			

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 平岡好信氏は、平成29年6月28日付で大和紡績株式会社監査役に就任予定であります。
4. 藤木 久氏は社外監査役候補者であります。
- また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、佐川急便株式会社は当社の子会社であるダイワボウ情報システム株式会社他3社の取引先ですが、取引実績の合計は当社の当期連結売上高の0.3%未満であり、当社の定める独立性基準を満たしております。
5. 藤木 久氏の当社の監査役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
6. 当社は、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第30条において、社外監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、藤木 久氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。藤木 久氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図



1. 会場：大阪市中央区大手前2丁目1番2号
国民會館住友生命ビル12階 武藤記念ホール
2. 最寄駅：地下鉄谷町線「天満橋駅」徒歩3分
京阪電車「天満橋駅」徒歩5分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。